

専門事業者賠償責任保険普通保険約款

第1章 保険金の支払

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、被保険者が専門事業の業務について行った行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この約款に従って、保険金を支払います。
- (2)この保険契約において、専門事業の業務とは、専門的な知識、情報または技術を用い、対価を得て他人のために行う労務その他の役務の提供で、保険証券に記載された業務（以下「専門業務」といいます。）をいいます。

第2条（被保険者）

- (1)この約款において、被保険者とは、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の役員または使用人であって、専門業務を行う者または行っていた者
 - ③ 記名被保険者の役員または使用人であった者で、専門業務を行っていた者
- (2)(1)②および③に定める被保険者については、記名被保険者の役員または使用人として行うまたは行った行為に限り、第1条（保険金を支払う場合）の規定を適用します。

第3条（損害の範囲および支払保険金）

- (1)当社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。
- ① 法律上の損害賠償金
 - ② 争訟費用
- (2)当社は、損害の額の合計額が、一連の損害賠償請求につき、保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額を保険金として支払います。

$$\text{保険金} = \left(\text{損害の額の合計額} - \text{保険証券記載の免責金額} \right) \times \text{保険証券記載の縮小支払割合}$$

- (3)当社がこの保険契約で支払う保険金の額は、すべての被保険者に対して支払う金額の合計で保険証券記載の支払限度額を限度とします。また、第28条（損害賠償請求等の通知）(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券記載の支払限度額が適用されるものとします。
- (4)当社は、争訟費用を保険証券記載の支払限度額に加算して支払うものではありません。争訟費用は損害の一部であり、(2)および(3)の規定が適用されるものとします。

第4条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① 一連の損害賠償請求

損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為^(注1)またはその行為に関連する他の行為に起

因するすべての損害賠償請求をいいます。

なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。

② 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金^(注2)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。

③ 争訟費用

被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟^(注3)によって生じた費用^(注4)で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。

④ 継続契約

専門事業者賠償責任保険普通保険約款に基づく当社との保険契約（以下「専門事業者賠償責任保険契約」といいます。）の保険期間の終了日^(注5)を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする専門事業者賠償責任保険契約をいいます。

⑤ 初年度契約

継続契約以外の専門事業者賠償責任保険契約をいいます。

⑥ 記名被保険者

この保険契約の保険証券の記名被保険者の欄に記載された者をいいます。

⑦ 犯罪行為

刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑に処せられなかった行為を含みます。

(注1) 同一の行為

複数の顧客に対し、同一内容の説明を行った一連の行為を含みます。

(注2) 倍額賠償金

類似するものを含みます。

(注3) 争訟

訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。

(注4) 争訟によって生じた費用

被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を除きます。

(注5) 保険期間の終了日

その専門事業者賠償責任保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。

第5条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社は、保険期間中に被保険者に対し損害賠償請求がなされた場合に限り、その損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。

(2) 当社の保険責任は、保険期間の初日（以下「始期日」といいます。）の午後4時^(注)に始まり、末日（以下「満期日」といいます。）の午後4時^(注)に終わります。

(3) (2)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第6条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。

(2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、

この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、日本国内で提起された損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第2章 保険金を支払わない場合

第8条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争^(注1)、変乱、暴動^(注2)、労働争議または政治的もしくは社会的騒擾^{じょう}
- ② 地震、噴火、洪水または津波
- ③ 核物質の危険性^(注3)または放射能汚染^(注4)
- ④ 次のいずれかの事由
ア. 汚染物質^(注5)の排出、流出、いっ出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態
イ. 汚染物質^(注5)の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請
- ⑤ 被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物^(注6)の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての費用

(注1) 戦争

宣戦の有無を問いません。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核物質の危険性

核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

(注4) 放射能汚染

形態を問いません。

(注5) 汚染物質

固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(注6) 被保険者が製造、製作または販売した財物

他の財物の一部となっている場合にはその財物全体を含みます。

第9条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、次のいずれかの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、本条の規定が適用されるものとします。

- ① 被保険者の犯罪行為^(注1)
- ② 被保険者の故意または重過失による法令違反
- ③ 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら^(注2)行った行為

- ④ 専門業務の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
- ⑤ 専門業務の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
- ⑥ 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行

(注1) 犯罪行為

過失犯を除きます。

(注2) 認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第10条（保険金を支払わない場合－その3）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害^(注1)または精神的苦痛に対する損害賠償請求
- ② 誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による名誉き損または人格権侵害に対する損害賠償請求
- ③ 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難^(注2)に対する損害賠償請求
- ④ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求
- ⑤ 漁業権、営業権、鉱業権、その他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害に対する損害賠償請求
- ⑥ 他の被保険者からなされた損害賠償請求
- ⑦ 被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求

(注1) 身体の障害

傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

(注2) 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難

それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。

第11条（保険金を支払わない場合－その4）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、次のいずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求
- ② この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合^(注)において、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求
- ③ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する損害賠償請求

(注) 被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第3章 告知義務・通知義務等

第12条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険申込書（当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。以下「保険申込書」といいます。）の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注1)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害賠償請求がなされる前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出（以下「訂正の申出」^(注2)といいます。）て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)に規定する事実が、当社が保険申込書において定めた危険^(注3)に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）に関する事項については、(2)の規定を適用します。
- (5) 損害賠償請求がなされた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第21条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用しません。
- (注1) 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (注2) 訂正の申出
この普通保険約款に付帯される特約に規定する訂正の申出を含みます。
- (注3) 危険
損害の発生の可能性をいいます。

第13条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実^(注1)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事

由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、変更の承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。

(2)(1)の事実がある場合^(注2)には、当社は、その事実について変更届出書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

② (1)の事実が生じた時から5年を経過した場合

(4)保険契約者または被保険者が(1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。

(5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用しません。

(注1) 保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実

保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) (1)の事実がある場合

(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。

第14条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第15条 (保険契約に関する調査)

当社は、いつでも保険申込書の記載事項または保険契約に関して必要なその他の事項について、調査することができます。

第4章 保険契約の無効、取消、解約または解除

第16条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第17条 (保険契約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条 (保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料^(注)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料

解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第19条（当社による保険契約の解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第15条（保険契約に関する調査）に規定する調査を拒んだ場合。ただし、その拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には、解除することはできません。
- ② 保険契約者が第23条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）①または②の追加保険料の払込みを怠った場合^{（注）}

（注）保険契約者が第23条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

- ①または②の追加保険料の払込みを怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限り、適用されます。

第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^{（注1）}に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力^{（注1）}に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力^{（注1）}を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力^{（注1）}がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力^{（注1）}と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^{（注2）}を解除することができます。

(3) 損害賠償請求がなされた後に(1)または(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第21条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後になされた損害賠償請求による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

（注1）反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注2）この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第21条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条（保険料の精算）

- (1) 保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められている場合は、保険契約者は、保険期間終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、当社が保険料の確定に必要と認める場合には、保険期間中および保険期間終了後1年以内の期間に限り、いつでも保険契約者または被保険者の帳簿その他の関係書類を閲覧することができます。
- (3) 当社は、(1)の資料および(2)の帳簿その他の関係書類に基づいて算出された保険料^(注)とすでに領収した保険料との間に過不足がある場合には、その差額を返還または請求して精算します。

(注) (1)の資料および(2)の帳簿その他の関係書類に基づいて算出された保険料
 保険証券記載の最低保険料に達しない場合には、その最低保険料とします。

第5章 保険料の返還または請求

第23条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第12条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	<p>変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。</p>
② 第13条（通知義務）(1)の事実が発生した場合	<p>次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額^(注1)を返還または請求します。</p> <p>ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額^(注1)を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ <p>イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額^(注1)のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$</p> <p>(イ) $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$</p>

<p>③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合</p>	<p>次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。</p> <p>ア、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \boxed{\text{未経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}}$ <p>イ、変更後の保険料が変更前の保険料より低くなる場合は、次の算式により算出した(ア)または(イ)のいずれか低い額を返還します。</p> $(ア) \quad \boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}}{\quad} \right)$ $(イ) \quad \boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$
--	---

(注1) 算出した額

保険契約者または被保険者の申出に基づき、第13条（通知義務）（1）の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

(注2) 短期料率

別表に掲げる短期料率をいいます。

第24条（保険料の返還—無効または失効の場合）

(1) 保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第16条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$

(2) (1)にかかわらず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、第22条（保険料の精算）の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

第25条（保険料の返還—取消の場合）

第17条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第26条（保険料の返還—解約または解除の場合）

- (1) 保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 第12条（告知義務）(2)、第13条（通知義務）(2)、第19条（当社による保険契約の解除）、第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
② 第18条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	<p>次の算式により算出したア、またはイ、のいずれか低い額を返還します。</p> <p>ア、 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注)}}{\text{既経過期間}} \right)$</p> <p>イ、 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$</p>

- (2) (1)にかかわらず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が解除または解約となる場合には、当社は、第22条（保険料の精算）の規定によって保険料を精算します。

- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険契約が解除または解約となる場合において、既経過期間中に保険金を支払うべき損害賠償請求がなされていたときは、当社は、保険金相当額に対応する保険料を返還しません。

(注) 短期料率

別表に掲げる短期料率をいいます。

第27条（追加保険料領収前の損害賠償請求）

- (1) 第23条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第19条（当社による保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、訂正の申出または通知事項等の変更の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日（以下「変更日」といいます。）から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (2) 第23条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第6章 保険金の請求

第28条 (損害賠償請求等の通知)

- (1) 被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、保険契約者または被保険者は、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を、遅滞なく、当社に対して書面により通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況^(注)を知った場合には、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく、当社に対し書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)に規定する通知を行わない場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況
損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。

第29条 (損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い)

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、次表「損害賠償請求がなされた時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

損害賠償請求がなされた時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
③ 損害賠償の請求 ^(注1) についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
④ 他の保険契約等の有無および内容 ^(注2) について遅滞なく当社に通知すること。	
⑤ ①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)⑤の書類に事実と異

なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第30条 (争訟費用および法律上の損害賠償金)

- (1) 被保険者は、あらかじめ当社の同意がない限り、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行ってはなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の義務に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当社は、この保険契約によって防御の義務を負担するものではありません。

第31条 (損害賠償請求解決のための協力)

- (1) 当社は、当社が必要と認めた場合には、自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求についての訴訟、調停、和解、仲裁または調査につき、被保険者に協力することができるものとします。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、当社に協力し必要な情報を提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の当社の求めに応じない場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第32条 (他の保険契約等がある場合の支払保険金)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が損害の額^(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額^(注1)を支払保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が損害の額^(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第33条 (保険金の請求)

- (1) 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負

担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 当社の定める損害賠償請求状況報告書
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
④ 争訟費用の請求に関しては、争訟費用の額を示す見積書または請求書 ^(注)
⑤ その他当社が第34条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (4) 当社は、損害賠償請求の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (6) 保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 争訟費用の額を示す見積書または請求書
既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第34条（保険金の支払）

- (1) 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害賠償請求の原因、損害賠償請求がなされた状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および損害賠償請求と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 ^(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 損害賠償請求の原因、損害の内容もしくは原因事由と損害の因果関係が過去の事例に鑑みて特殊である場合または同一の原因もしくは事由に基づき多数の損害賠償請求がなされた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

(3)(2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4)(1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)には、それによって確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(5)(1)から(4)までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第33条(保険金の請求)(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第35条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第36条 (先取特権)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害賠償請求にかかわる損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償金について保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に損害賠償金にかかわる保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)②の費用に対する保険金請求権を除きます。

第7章 その他

第37条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第38条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第39条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率

既経過期間	7日 まで	15日 まで	1ヶ月 まで	2ヶ月 まで	3ヶ月 まで	4ヶ月 まで	5ヶ月 まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%
既経過期間	6ヶ月 まで	7ヶ月 まで	8ヶ月 まで	9ヶ月 まで	10ヶ月 まで	11ヶ月 まで	12ヶ月 まで
短期料率	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

日時認識エラー補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① コンピュータ機器またはソフトウェア^(注1)による日付または日時を含むその他の情報の設定、変更、認識、識別、配列、計算または処理
- ② ①に掲げる事由に関して、被保険者または被保険者以外の者がコンピュータ機器またはソフトウェア^(注1)に対して行う設定、変更または修正^(注2)
- ③ 前2号に掲げる事由に関して、被保険者または被保険者以外の者による助言、相談、設計、加工、規格の策定、加工またはこれらに類似の行為^(注3)

(注1) コンピュータ機器またはソフトウェア

いずれも所有者の如何を問いません。

(注2) 設定、変更または修正

不作為を含みます。

(注3) 助言、相談、設計、加工、規格の策定、加工またはこれらに類似の行為

不作為を含みます。

第2条（用語の定義）

第1条（保険金を支払わない場合）に規定する「コンピュータ機器」とは、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータハードウェア、マイクロプロセッサ（チップ）、IC、複写機、データ処理装置、通信システム、外付機器、内蔵装置およびこれらに類似の装置ならびに全ての電子・電気機器をいい、その他の機器もしくは製品に部品として内蔵されている同種のものを含みます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

情報漏えい賠償責任補償特約

第1条（保険金を支払う場合—その1）

当社は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報の管理（以下「対象業務」といいます。）を記名被保険者が行うにあたり、その情報の偶然な漏えいまたはそのおそれ（以下「事故」といいます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、この特約に従って、保険金を支払います。

- ① 記名被保険者^(注1)が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する情報^(注2)
- ② 記名被保険者^(注1)が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した情報^(注3)

(注1) 記名被保険者

記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者に派遣された労働者を含みます。

(注2) 所有、使用または管理する情報

所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。

(注3) 管理を委託した情報

管理を委託しなくなったものを含みます。

第2条（保険金を支払う場合—その2）

当社は、第1条（保険金を支払う場合—その1）の規定のほか、記名被保険者が被保険者以外の者から個人情報の管理の委託を受けた場合において、その情報に生じた事故に起因して、委託者から保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによる損害に対して、保険金を支払います。

第3条（被保険者）

この保険契約において、被保険者とは、普通保険約款第2条（被保険者）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の役員。ただし記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に限りです。

第4条（損害の範囲および支払保険金）

- (1) 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定にかかわらず、当社は、損害の額の合計額が、一連の損害賠償請求につき、保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額を保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金}} = \boxed{\text{損害の額の合計額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

- (2) 当社が第1条（保険金を支払う場合—その1）および第2条（保険金を支払う場合—その2）の規定により保険金を支払う損害は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)に定める損害のほか、求償権保全費用を被保険者が負担することによって生じる損害を含みます。
- (3) 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(3)および本条(1)の規定は、(2)に定める損害の額の合計に対して適用します。
- (4) 当社は、求償権保全費用を保険証券記載の支払限度額に加算して支払うも

のではありません。求償権保全費用は損害の一部であり、(3)の規定が適用されるものとします。

第5条（用語の定義）

この保険契約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 情報

次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、日本国内に所在するまたは所在したものに限りま

ア. 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定される個人情報^(注1) 個イ. 特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報

② 保有情報

被保険者が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および被保険者以外の者への提供の停止を行うことのできる権限を有する情報であって、その情報の存否が明らかになることにより次のいずれかに該当するおそれがある情報を除きます。

ア. 被保険者以外の者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれ

イ. 違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれ

ウ. 国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ

エ. 犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれ

③ 使用人等

記名被保険者の使用人をいい、従業員、短時間労働者^(注2)、契約社員、準社員、嘱託、非常勤・臨時社員、出向契約に基づき他の事業者から記名被保険者に出向してきている者、労働者派遣を業として行う事業者から記名被保険者に派遣された労働者、またはこれらの地位にあった者を含みます。ただし、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、雇用の形態にかかわらず派遣を目的としてその事業者に登録された者^(注3)を除きます。

④ 役員

会社法上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者を行い、初年度契約の保険期間開始日以後に退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。

⑤ 本人

次のいずれかに該当する者をいいます。

ア. ①ア. に規定する情報によって識別される特定の個人

イ. ①イ. に規定する情報によって識別される特定の事業者

⑥ 利用目的

情報の利用の目的をいいます。

⑦ 不正アクセス

次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条（定義）第4項に規定する行為その他の不正な手段によりユーザ以外の者が行うアクセスまたはユーザが行う権限外のアクセス

イ. コンピュータ・システムのセキュリティを侵害することまたはセキュリティ・ポリシーを侵害することを目的として故意に行われるアクセス

⑧ 求償権保全費用

普通保険約款第29条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務

違反の場合の取扱い) (1)②に規定する手続に必要なかつ有益であると当社が認めた費用をいいます。

(注1) 個人情報

死者の情報を含み、記名被保険者の役員に関する情報は含みません。

(注2) 短時間労働者

パートタイム労働者、アルバイト等をいいます。

(注3) 登録された者

登録されていた者を含みます。

第6条 (保険期間開始前の事故)

- (1) この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた^(注)ときは、当社は、その事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた^(注)ときは、当社は、その事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 事故の発生またはそのおそれを知っていた
事故の発生またはそのおそれを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

第7条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由により発生した事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて行う情報の取扱い
 - ② 偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
 - ③ 被保険者の情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に発生した法令違反
 - ④ 国または公共団体の公権力の行使^(注)による情報の差し押さえ、収用、没収、破壊、開示等。ただし消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
 - ⑤ 被保険者による不正アクセス、ゲリラ活動等の侵害行為または犯罪行為
 - ⑥ 履行不能または履行遅延
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害に対しては保険金を支払いません。
- ① 利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことによりなされた損害賠償請求
 - ② 被保険者が本人に対して利用目的もしくは利用目的の変更を通知しない、または公表しないことによりなされた損害賠償請求
 - ③ 被保険者が被保険者以外の者に情報を提供し、または情報の一部もしくは全部の取扱いを委託したことが情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
 - ④ 被保険者が被保険者以外の者と情報を共同して利用したことが情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
 - ⑤ 被保険者が被保険者以外の者から情報を提供され、または情報の一部もしくは全部の取扱いを委託されたことが情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
 - ⑥ 被保険者が本人の求めに応じて、その本人が識別される保有情報の開

示、訂正、追加、削除、利用の停止または消去を行わないことによりなされた損害賠償請求

- ⑦ 被保険者が本人の求めに応じてその本人が識別される保有情報の被保険者以外の者への提供を停止しないことによりなされた損害賠償請求
- ⑧ 株主代表訴訟に起因する損害賠償請求
- ⑨ 企業その他組織の信用毀損、信頼の失墜またはブランドの劣化に起因する損害賠償請求
- ⑩ 風評損害に起因する損害賠償請求
- ⑪ 被保険者が支出したと否とを問わず、違約金に起因する損害賠償請求
- ⑫ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第166条第2項に定められる重要事実、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権に関する情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害賠償請求

（注）国または公共団体の公権力の行使
法令等による規制または要請を含みます。

第8条（保険契約締結の宣伝の禁止）

- (1) 保険契約者および被保険者は、その手段を問わず、この保険契約を締結している事実を他人^{（注）}に宣伝するための表示を行うことはできません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、(1)の規定に違反した場合は、当社は、この保険契約を解除することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、(1)の規定に違反した場合には、当社は、宣伝のための表示をした時以降に被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注）他人
保険契約者および被保険者以外の者をいいます。

第9条（保険金を支払わない場合の適用除外）

- (1) この特約においては、普通保険約款第9条（保険金を支払わない場合—その2）①から③までの規定は、記名被保険者の使用人等^{（注）}の行った行為に対しては、適用しません。
- (2) この特約においては、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 普通保険約款第10条（保険金を支払わない場合—その3）①の規定中「身体の障害^{（注1）}または精神的苦痛」とあるのは、「身体の障害^{（注1）}」
 - ② 普通保険約款第10条②の規定中「誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為」とあるのは、「被保険者による誹謗または中傷」
 - ③ 普通保険約款第10条③の規定中「財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難^{（注2）}に対する損害賠償請求」とあるのは、「財物（貨幣を除きます。）の滅失、破損、汚損、紛失または盗難^{（注2）}に対する損害賠償請求。ただし、情報が含まれる財物の紛失または盗難に起因する事故の場合を除きます。」
- (3) この特約においては、普通保険約款第10条⑦の規定は適用しません。

（注）使用人等
記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、雇用の形態にかかわらず派遣を目的としてその事業者に登録された者を含みます。

第10条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、普通保険約款第28条（損害賠償請求等の通知）(1)および(2)の規定のほか、事故の発生を知った場合は、遅滞なく、当社に対して次の事項を通知しなければなりません。
 - ① 事故が発生した日^{（注）}

- ② 事故の発生を知った日
 - ③ 漏えいしたまたはそのおそれのある個人情報の内容
 - ④ 警察署もしくは行政庁または公的機関への届出を行った場合、その届出日
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)に規定する通知を行わない場合または(1)の事項に関して知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 事故が発生した日

複数ある場合には最も早い日とし、特定できない場合には発生した可能性のある最も早い日とします。

第 1 1 条 (損害賠償請求の期限)

普通保険約款第 2 8 条 (損害賠償請求等の通知) (2) の規定により保険期間中に当社になされた通知については、この保険契約の終了^(注) 後 5 年以内に損害賠償請求がなされた場合に限り、保険金を支払います。

(注) 保険契約の終了

失効、解約または解除の場合は、その失効、解約または解除の日とします。

第 1 2 条 (保険金の請求)

被保険者が求償権保全費用について保険金の請求をする場合は、普通保険約款第 3 3 条 (保険金の請求) (3) に定める書類または証拠のほか、求償権保全費用の額を示す見積書または請求書^(注) を当社に提出しなければなりません。

(注) 求償権保全費用の額を示す見積書または請求書

既に支払いがなされた場合は、その領収書とします。

第 1 3 条 (普通保険約款の読み替え)

この特約においては、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第 6 条 (保険料の払込方法) (2) の規定中「保険料領収までの間になされた損害賠償請求」とあるのは「保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故」
- ② 第 7 条 (保険責任のおよび地域) の規定中「被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害」とあるのは「被保険者が日本国内においてなされた損害賠償請求による損害」
- ③ 第 9 条 (保険金を支払わない場合—その 2) の規定中「事由または行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる損害」とあるのは、「事由または行為によって生じた事故に起因する損害」
- ④ 第 9 条④および⑤の規定中「専門業務の提供に際して」とあるのは、「対象業務に際して」
- ⑤ 第 1 2 条 (告知義務) (3)③の規定中「損害賠償請求がなされる前に」とあるのは「事故の発生またはそのおそれを被保険者が知る前に」
- ⑥ 第 1 2 条(5)の規定中「損害賠償請求がなされた後に」とあるのは「事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に」
- ⑦ 第 1 2 条(6)の規定中「(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求」とあるのは「(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故」
- ⑧ 第 1 3 条 (通知義務) (4) の規定中「変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求」とあるのは「変更届出書を受領するまでの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故」
- ⑨ 第 1 3 条(5)の規定中「(1)の事実に基づかずになされた損害賠償請

求」とあるのは「(1)の事実に基づかずに発生した事故」

- ⑩ 第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)の規定中「損害賠償請求がなされた後に」とあるのは「事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に」、「なされた損害賠償請求による損害」とあるのは「発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故に起因する損害」
- ⑪ 第27条（追加保険料領収前の損害賠償請求）(1)および(2)の規定中「追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求」とあるのは「追加保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故」
- ⑫ 第29条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)の規定中「損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合」とあるのは「損害賠償請求がなされるおそれのある状況（事故の発生またはそのおそれを含みます。）を知った場合」
- ⑬ 第33条（保険金の請求）(4)の規定中「損害賠償請求の内容」とあるのは「事故もしくは損害賠償請求の内容」
- ⑭ 第34条（保険金の支払）(1)①および(2)⑤の規定中「損害賠償請求の原因」とあるのは「事故または損害賠償請求の原因」
- ⑮ 第34条（注1）の規定中「第33条（保険金の請求）(3)の規定による手続」とあるのは「第33条（保険金の請求）(3)および情報漏えい賠償責任補償特約第12条（保険金の請求）の規定による手続」

第14条（普通保険約款の適用除外）

この保険契約については、普通保険約款第26条（保険料の返還—解約または解除の場合）(3)の規定を適用しません。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

個人情報漏えい費用損害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する個人情報の管理（以下「対象業務」といいます。）を記名被保険者が行うにあたり、その個人情報の偶然な漏えいまたはそのおそれ（以下「事故」といいます。）が発生した場合に、記名被保険者が措置^(注1)を講じることによって被る損害に対して、この特約に従って、個人情報漏えい費用損害保険金を支払います。

- ① 記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する個人情報^(注2)
- ② 記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した個人情報^(注3)

(2) 当社は、事故の発生またはその事故への対応が、記名被保険者の事業活動等に影響を与えるおそれのある危機に直面し、営業収益の減少をもたらすおそれのある場合であって、かつ、事故の発生が次のいずれかの事由によって客観的に明らかになったときに限り、(1)の規定を適用します。

- ① 記名被保険者が行う公的機関に対する届出または報告等。ただし、文書による届出または報告に限ります。
- ② 記名被保険者が行う新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、広告等

(注1) 措置

第5条（用語の定義）②に規定する措置をいいます。

(注2) 所有、使用または管理する個人情報

所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。

(注3) 管理を委託した個人情報

管理を委託しなくなったものを含みます。

第2条（損害の範囲）

(1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、被保険者が次のいずれかに該当する費用を支出することによって被る損害に限ります。ただし、被保険者が事故の発生にかかわらず支出する費用を除きます。

- ① 法律相談費用
- ② 事故対応費用
- ③ 広告宣伝活動費用
- ④ コンサルティング費用
- ⑤ 見舞金・見舞品費用

(2) (1)の損害には、次の費用を支出することによって被る損害は含みません。

- ① この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料
- ② 金利等資金調達に関する費用
- ③ 記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与^(注1)
- ④ 記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別の約定がある場合において、その約定によって通常の措置に係る費用を超えて要した費用
- ⑤ 正当な理由がなく、通常の措置に係る費用を超えて要した費用
- ⑥ 法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を、弁護士に委任したことにより生じた費用^(注2)

(注1) 報酬または給与

通常要する額を超える部分は除きます。

(注2) 弁護士に委任したことにより生じた費用

弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費用を含みます。

第3条 (支払限度額)

- (1) 当社が、この特約により支払う個人情報漏えい費用損害保険金の額は、1回の事故につき、損害の額から別表記載の免責金額を控除した額または別表記載の1事故限度額のうち、いずれか低い額とします。
- (2) 保険期間中の個人情報漏えい費用損害保険金の総額は、別表記載の期間中限度額を超えないものとします。
- (3) 被保険者が支出した費用に対して、被保険者以外の者から損害賠償金等を回収した場合には、損害の額からその回収金のうち第2条(損害の範囲)(1)に規定する費用に相当する額を除いた額に対して、個人情報漏えい費用損害保険金を支払います。

第4条 (継続契約の支払限度額の取扱い)

この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたときまたは知っていたと合理的に推定されるときは、当社は、次のいずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

- ① この保険契約の支払条件により算出された支払責任額
- ② 事故の発生またはそのおそれを知った時または知ったと合理的に推定される時の保険契約の支払条件により算出された支払責任額

第5条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 個人情報

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定される個人情報^(注1)をいいます。ただし、日本国内に所在するまたは所在したものに限り、

② 措置

事故が生じた場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置をいいます。ただし、事故解決期間内に日本国内において講じられた措置に限り、

③ 事故解決期間

記名被保険者が事故の発生を認識した日に始まり、第9条(事故発生の通知)に規定する通知を当社が受領した日の翌日から起算して180日が経過した日に終わる期間をいいます。

④ 法律相談費用

事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいいます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。

⑤ 事故対応費用

事故の直接の結果としてまたは事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用をいいます。

ア. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用^(注2)

イ. 通信業務のコールセンター会社への委託費用

ウ. 事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分

エ. 事故対応により生じる出張費および宿泊費

オ. 事故原因調査費用

カ. 被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟

費用

⑥ 広告宣伝活動費用

事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要した費用をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに要した費用に限ります。

ア. 事故が生じたことに対する謝罪を表明するための社告

イ. 事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告

⑦ コンサルティング費用

事故の事実等についての確認もしくは調査を行うため、または個人情報情報の回収もしくは広告宣伝活動の方法を策定するために、個人情報を漏えいされたまたはそのおそれのある本人^(注3)以外または被保険者以外の者のコンサルタントを起用した場合の費用をいいます。ただし、あらかじめ当社が承認した費用に限ります。

⑧ 見舞金・見舞品費用

事故により個人情報を漏えいされたまたはそのおそれのある本人^(注3)に対して、謝罪のために支払う見舞金、送付する見舞品^(注4)にかかる費用をいいます。ただし、見舞金および見舞品購入費用は個人情報1件^(注5)あたり1,000円を限度とし、当社があらかじめ承認したものに限り

(注1) 個人情報

死者の情報を含み、記名被保険者の役員に関する情報は含みません。

(注2) 通信費用

文書の作成および封筒代を含みます。

(注3) 個人情報を漏えいされたまたはそのおそれのある本人

顧客の立場にない使用人等は除きます。本人が死亡している場合にはその家族とします。

(注4) 見舞品

記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等や記名被保険者のみが提供可能なサービス、商品等は除きます。

(注5) 個人情報1件

本人と家族の個人情報をまとめて1単位として構成されている場合は、1件とみなします。

第6条（保険期間と保険責任の関係）

- (1) 当社は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険期間中に当社に対して第9条（事故発生の通知）(1)の通知がなされた場合に限り、個人情報漏えい費用損害保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた^(注)ときは、当社は、その事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた^(注)ときは、当社は、その事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた

事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

第7条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、個人情報漏えい費用損害保険金を支払いません。

- ① 関係者^(注1)の故意、重大な過失または法令違反
- ② 保険契約者または記名被保険者の倒産^(注2)または資金不足
- ③ 国または公共団体の公権力の行使^(注3)による個人情報の差し押さえ、収用、没収、破壊、開示等。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ④ 保険契約者、記名被保険者または関係者^(注1)の犯罪行為、闘争行為^(注4)またはこれらの者の逮捕もしくは出入国拒否等の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑤ 政変、国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴、通貨不安または株式もしくは為替等の市場動向の影響
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難^(注5)。ただし、個人情報が含まれる財物の紛失または盗難を除きます。
- ⑦ 身体の障害またはこれに起因する死亡に対する損害
- ⑧ 被保険者が、次のいずれかに起因する損害賠償責任を負担することにより被る損害
 - ア. 被保険者以外の者の財物の滅失、破損または汚損
 - イ. 被保険者以外の者の身体の障害または人格権の侵害
 - ウ. 業務の遂行にあたり職務上相当な注意を用いなかったことによって生じた法律上の損害賠償責任
- ⑨ 不法な財物強要または脅迫
- ⑩ 不当拘束^(注6)
- ⑪ 被保険者に生じた喪失利益
- ⑫ 対象業務の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さない間または免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
- ⑬ 対象業務の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
- ⑭ 履行不能または履行遅延に起因する損害
- ⑮ 被保険者の不正アクセス、ゲリラ活動等の侵害行為
- ⑯ 国または公共機関による法令などの規制
- ⑰ 第6条（保険期間と保険責任の関係）（2）または（3）に規定する事故の継続または反復として発生した一連の漏えいまたはそのおそれ

（注1）関係者

保険契約者または記名被保険者の役員をいいます。

（注2）倒産

破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続きが開始されている事実があるときを含みます。

（注3）公権力の行使

法令等による規制または要請を含みます。

（注4）闘争行為

労働争議を除きます。

（注5）財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難

これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。

（注6）不当拘束

誘拐およびハイジャック等の拘禁状態を含みます。

第8条（事故発生のお知らせ）

（1）保険契約者または被保険者は、普通保険約款第28条（損害賠償請求等の通知）（1）および（2）の規定のほか、事故の発生を知った場合は、遅滞なく、当社に対して書面により次の事項を通知しなければなりません。

- ① 事故が発生した日^(注)

- ② 事故が発生したことを知った日
 - ③ 漏えいしたまたはそのおそれのある個人情報の内容
 - ④ 警察署もしくは行政庁または公的機関への届出を行った場合、その届出日
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)の規定に違反した場合または(1)のいずれかの事実に関して知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。
- (3) (1)の通知がなされた場合は、普通保険約款第28条（損害賠償請求等の通知）(2)に規定する通知がなされたものとみなします。
- (注) 事故が発生した日
 複数日ある場合には最も早い日とし、特定できない場合には発生した可能性のある最も早い日とします。

第9条（1回の事故）

同一の事故を原因^(注)として被保険者が講じた一連の措置は、講じた時または場所を問わず、1回の事故とみなします。

(注) 原因

原因を特定できない場合は、その被保険者において直前に発生した事故と同一の事由を原因とするものとみなします。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する個人情報漏えい費用損害保険金の請求権は、被保険者が第2条（損害の範囲）(1)に定める費用を支出した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者がこの特約の保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第33条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類
- ② 費用に関する領収書等、被保険者の費用支出を証明する書類

- (3) この特約の保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約においては、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第6条（保険料の払込方法）(2)の規定中「保険料領収までの間になされた損害賠償請求」とあるのは「保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故」
- ② 第7条（保険責任のおよぶ地域）の規定中「被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害」とあるのは「対象業務を記名被保険者が行うにあたり事故が発生した場合に、日本国内において講じた措置による損害」
- ③ 第9条（保険金を支払わない場合—その2）の規定中「事由または行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる損害」とあるのは、「事由または行為によって生じた事故に起因する損害」
- ④ 第9条④および⑤の規定中「専門業務の提供に際して」とあるのは、「対象業務に際して」
- ⑤ 第12条（告知義務）(3)③の規定中「損害賠償請求がなされる前に」とあるのは「事故の発生またはそのおそれを被保険者が知る前に」
- ⑥ 第12条(5)の規定中「損害賠償請求がなされた後に」とあるのは「事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に」

- ⑦ 第12条(6)の規定中「(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求」とあるのは「(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故」
- ⑧ 第13条(通知義務)(4)の規定中「変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求」とあるのは「変更届出書を受領するまでの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故」
- ⑨ 第13条(5)の規定中「(1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求」とあるのは「(1)の事実に基づかずに発生した事故」
- ⑩ 第20条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)の規定中「損害賠償請求がなされた後に」とあるのは「事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に」、「なされた損害賠償請求による損害」とあるのは「発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故に起因する損害」
- ⑪ 第27条(追加保険料領収前の損害賠償請求)(1)および(2)の規定中「追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求」とあるのは「追加保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故」
- ⑫ 第29条(損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)の規定中「損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合」とあるのは「損害賠償請求がなされるおそれのある状況(事故の発生またはそのおそれを含みます。)を知った場合」
- ⑬ 第33条(保険金の請求)(4)の規定中「損害賠償請求の内容」とあるのは「事故もしくは措置の内容」
- ⑭ 第34条(保険金の支払)(1)および(2)の規定中「損害賠償請求の原因」とあるのは「事故の原因」、「損害賠償請求がなされた」とあるのは「事故が発生した」、「損害賠償請求と損害との関係」とあるのは「事故と損害との関係」
- ⑮ 第34条(注1)の規定中「第33条(保険金の請求)(3)の規定による手続」とあるのは「第33条(保険金の請求)(3)および個人情報漏えい費用損害補償特約第10条(保険金の請求)(2)の規定による手続」

第12条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、情報漏えい賠償責任補償特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 個人情報漏えい費用損害保険金の支払限度額等

① 免責金額	保険証券記載の免責金額
② 1事故限度額	保険証券記載の個人情報漏えい費用損害保険金にかかる1事故限度額
③ 期間中限度額	保険証券記載の個人情報漏えい費用損害保険金にかかる期間中限度額

ネットワーク危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

- (1)当社は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、記名被保険者が行う次のいずれかに該当する業務(以下「対象業務」といいます。)の遂行にあたり、(2)に規定する偶然な事由のいずれかに起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者

が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従って、保険金を支払います。

① 記名被保険者のホームページの運営・管理^(注)

② 被保険者または使用人等による電子メールの送信または受信

(2)(1)に規定する偶然な事由とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

① 次のいずれかに起因する他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害

ア. コンピュータ・ウィルスまたはコンピュータ・ワームの感染

イ. 被保険者以外の者による不正アクセス

ウ. 被保険者または使用人等が電子メールにより発信した電子情報の瑕疵

② ①ア. からウ. までのいずれかに起因する他人の電子情報の消失または損壊

③ 被保険者以外の者に対する人格権侵害。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれに起因する人格権侵害を除きます。

(注) ホームページの運営・管理

日本国内において行う運営・管理に限ります。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 情報システム

コンピュータ・システムを中心とする情報処理および通信に係るシステム^(注1)をいいます。

② ネットワーク

通信のために用いられる装置および回線をいいます。

③ 電子情報の瑕疵

次のいずれかに該当することをいいます。

ア. 電子情報の構成が予定されたフォーマット^(注2)に則っていないこと

イ. 電子情報の内容が予定された内容と異なっていること^(注3)

ウ. 電子情報の完全性^(注4)が損なわれていること

④ 電子情報

情報システムで取り扱われまたはネットワークで通信される、電子的に存在する情報^(注5)をいい、データまたはプログラムを含みます。

⑤ 人格権侵害

名誉毀損、プライバシーの侵害、差別^(注6)、虚偽告訴、屈辱、侮辱および信用き損、氏名権^(注7)もしくは肖像権^(注8)の侵害またはパブリシティ権^(注9)の侵害をいいます。

⑥ アクセス

コンピュータ・システムを利用できる状態とすることまたはその内部の電子情報を取り扱うことをいいます。

⑦ コンピュータ・ウィルスまたはコンピュータ・ワーム

他人の情報に対して、意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムまたはファイルであって、次のいずれかの機能を有するものをいいます。

ア. 自らの機能によって他のプログラムに自らを複製し、またはシステム機能を利用して自らを他のシステムに複製すること^(注10)等により、他のシステム、プログラムまたはファイルに自らを増殖または伝染させる機能

イ. 情報等の破壊を行ったり、設計者の意図しない動作を行う機能

(注1) システム

人的組織を含みます。

(注2) フォーマット

記録形式をいいます。

(注3) 電子情報の内容が予定された内容と異なっていること

送付先情報が異なっている場合を含みます。

(注4) 電子情報の完全性

電子情報が作成された時点のものとは完全に合致していることをいいます。

(注5) 電子的に存在する情報

電子的に存在する形で利用されることが予定されている情報を含みます。

(注6) 差別

不正取引行為を除きます。

(注7) 氏名権

自己の氏名を他人に冒用されない権利をいいます。

(注8) 肖像権

自己の肖像を無断で他人に撮影、使用または公表されない権利をいいます。

(注9) パブリシティ権

経済的利益または価値を有する自己の氏名もしくは名称または肖像を無断で他人に使用されない権利をいいます。

(注10) システム機能を利用して自らを他のシステムに複写すること

システム感染機能、ファイル感染機能および複合感染機能を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては保険金を支払いません。

① この保険契約の保険期間の開始日^(注1)より前に被保険者に対して提起された損害賠償請求の中で申し立てられていた事由に起因する損害賠償請求

② 電子マネー^(注2)に起因する損害賠償請求

③ ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求

④ 対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て、製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求

⑤ 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した^(注3)情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求

⑥ 被保険者以外の者に管理を委託されたまたはメンテナンスを行った^(注4)情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求

(注1) この保険契約の保険期間の開始日

保険証券にこれと異なる日を適用する旨記載されている場合には、その日とします。

(注2) 電子マネー

出入金など金銭の情報を電子化した、現物の通貨と同様の動きをするものをいいます。

(注3) 販売、納入または引き渡した

対価の有無を問いません。

(注4) 管理を委託されたまたはメンテナンスを行った

対価の有無を問いません。

第4条（保険金を支払わない場合の適用除外）

(1) この特約においては、普通保険約款第9条（保険金を支払わない場合—その2）①から③までの規定は、記名被保険者の使用人等^(注)の行った行為に対しては、適用しません。

(2) この特約においては、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 普通保険約款第10条（保険金を支払わない場合—その3）①の規定中「身体の障害^(注1)または精神的苦痛」とあるのは、「身体の障害^(注1)」

② 普通保険約款第10条②の規定中「誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為」とあるのは、「被保険者による誹謗または中傷」

③ 普通保険約款第10条③の規定中「財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難^(注2)に対する損害賠償請求」とあるのは、「財物（貨幣を除き

ます。)の滅失、破損、汚損、紛失または盗難^(注2)に対する損害賠償請求。ただし、記名被保険者からのコンピュータ・ウィルスまたはコンピュータ・ワームの感染による被保険者以外の者の情報システム・ネットワークまたは電子情報の損壊に起因するものを除きます。」

(注) 使用人等

記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、雇用の形態にかかわらず派遣を目的としてその事業者に登録された者を含みます。

第5条（支払保険金）

- (1) 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定にかかわらず、当社は、損害の額の合計額が、一連の損害賠償請求につき、保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額を保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金}} = \boxed{\text{損害の額の合計額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

- (2)当社が、この特約により支払う保険金の額は、1回の事故および保険期間中につき、別表に記載された額を限度とします。
- (3)(2)に規定する支払限度額は、保険証券記載の期間中の総支払限度額に含まれるものとします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、情報漏えい賠償責任補償特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

① 1事故支払限度額	保険証券記載の1事故支払限度額とします。ただし、保険証券にこの特約の1事故支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その金額を適用します。
② 期間中支払限度額	保険証券記載の期間中の総支払限度額とします。ただし、保険証券にこの特約の期間中支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その金額を適用します。

保険料精算等に関する特約 (情報漏えい賠償責任保険用)

第1条 (保険料算出の基礎)

(1) この保険契約において保険料を定めるために用いる売上高は、(2)に定める場合を除き、次表「算出の基礎」のとおりとします。

区分	算出の基礎
売上高を算出の基礎とする場合	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度において、日本国内において記名被保険者が行った仕事の全売上高とします。

(2) 記名被保険者が次のいずれかに該当する場合は、この保険契約において保険料を定めるために用いる算出の基礎は、次表「算出の基礎」のとおりとします。

区分	算出の基礎
① 記名被保険者が金融機関 ^(注1) である場合	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度末の預金量
② 記名被保険者が学校法人 ^(注2) である場合	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注3) において、記名被保険者が行った仕事の全売上高等のうち、学生生徒等納付金、手数料および寄付金の合計額
③ 記名被保険者が生活協同組合連合会または地域、学校、大学生生活協同組合 ^(注4) である場合	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注3) の供給高
④ 記名被保険者が健康保険組合 ^(注5) である場合	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注3) の経常収入
⑤ 記名被保険者が厚生年金基金、企業年金基金または国民年金基金 ^(注6) である場合	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注3) の年金經理の掛金収入
⑥ 記名被保険者が労働組合 ^(注7) である場合	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注3) の組合費収入
⑦ 記名被保険者が交通安全協会、社会福祉協議会または青年会議所 ^(注8) である場合	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注3) の収入合計
⑧ 記名被保険者が信用保証協会 ^(注9) である場合	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注3) の保証料収入

(注1) 金融機関

類似の者を含みます。

(注2) 学校法人

類似の者を含みます。

(注3) 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度

その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとしてとします。

(注4) 生活協同組合連合会または地域、学校、大学生生活協同組合

類似の者を含みます。

(注5) 健康保険組合

類似の者を含みます。

(注6) 厚生年金基金、企業年金基金、国民年金基金

類似の者を含みます。

(注7) 労働組合

類似の者を含みます。

(注8) 交通安全協会、社会福祉協議会、青年会議所
類似の者を含みます。

(注9) 信用保証協会
類似の者を含みます。

第2条（保険料精算の省略）

当社は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第22条（保険料の精算）（1）および（3）、同第24条（保険料の返還—無効・失効の場合）（2）、第26条（保険料の返還—解約または解除の場合）（2）の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料支払に関する特約（B）

第1条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払込まない場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に生じた事故または事由による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）の規定による解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

保険料支払に関する特約（読み替え規定）

保険料支払に関する特約（B）第2条（保険料領収前の事故）および第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）の規定は、記名被保険者単位に適用することとし、その全文を次のとおり読み替えて適用します。

① 第2条

保険期間が始まった後でも、記名被保険者が保険契約者に対して負担すべき保険料相当額を負担しない場合は、当社は、始期日から、その保険料相当額を含んだ保険料を領収するまでの間に生じたその記名被保険者にかかる事故または事由による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

② 第3条

当社は、記名被保険者が契約者に対して負担すべき保険料相当額を負担しない場合は、当社は、保険契約者および記名被保険者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

共同保険に関する特約

(情報漏えい賠償責任保険用)

第1条 (独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券および加入者証等の発行および交付
- ② 保険料の領収または返還
- ③ 専門事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第12条（告知義務）(1)に規定する保険申込書の記載事項についての告知の事実にかかる書類等の受領
- ④ 普通保険約款第12条（告知義務）(3)③に規定する保険申込書の記載事項についての訂正の申し出にかかる書類等の受領
- ⑤ 普通保険約款第13条（通知義務）(1)に規定する保険申込書の記載事項の変更についての申し出および保険証券の変更の請求にかかわる書類の受領
- ⑥ (5)の保険証券の変更の請求に対する承認ならびに保険証券の変更の確認または変更確認書の発行および交付
- ⑦ 普通保険約款第11条（告知義務）(2)、普通保険約款第12条（通知義務）(2)、普通保険約款第19条（当社による保険契約の解除）または普通保険約款第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)に規定する保険契約の解除および保険契約者に対するその解除の通知
- ⑧ 普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解約）に規定する保険契約の解約の通知にかかる書類等の受領
- ⑨ その他前各号の事務または業務に付随する事項

第3条 (取扱保険会社の行う事項)

取扱保険会社^(注)は、全ての引受保険会社のために次の各号に掲げる事項を行います。

- ① 保険加入の申込を依頼する書類（以下「加入申込票」といいます。）の受領
- ② 加入申込票の記載事項中重要な事項についての事実の告知にかかわる書類等の受領および承認
- ③ 加入申込票の記載事項中重要な事項についての更正の申し出にかかわる書類等の受領および当該申し出の承認
- ④ 加入申込票の記載事項の変更についての申し出および変更内容の承認を証する書類等の受領
- ⑤ 普通保険約款第13条（通知義務）(1)に規定する変更内容の承認を証する書類等の受領
- ⑥ ④および⑤の変更内容の承認を証する書類等に対する承認
- ⑦ 普通保険約款第15条（保険契約に関する調査）に規定する調査
- ⑧ 普通保険約款第28条（損害賠償請求等の通知）(1)および(2)、個人

情報漏えい賠償責任補償特約第10条（事故の通知）（1）、個人情報漏えい費用損害補償特約第9条（事故発生の通知）（1）に規定する通知にかかる書類等の受領。ただし、幹事保険会社に保険事故にかかわる処理を一任した取扱保険会社については、本号の規定を適用しません。

- ⑨ 普通保険約款第22条（保険料の精算）（1）に規定する保険料を確定させるために必要な資料等の受領
- ⑩ 普通保険約款第22条（保険料の精算）（2）に規定する書類等の閲覧
- ⑪ 普通保険約款第33条（保険金の請求）（3）および（4）に規定する保険金請求に関する書類等の受領。ただし、幹事保険会社に保険事故にかかわる処理を一任した取扱保険会社については、本号の規定を適用しません。
- ⑫ 損害の査定、保険金支払のために必要な調査、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全。ただし、幹事保険会社に保険事故にかかわる処理を一任した取扱保険会社については、本号の規定を適用しません。
- ⑬ その他前各号の事務または業務に付随する事項

（注）取扱保険会社

取扱代理店が所属する保険会社をいいます。取扱代理店とは、本制度の加入対象者に対し保険料集金事務以外の本制度加入のための代理店事務を行う一般代理店をいいます。

第4条（幹事会社および取扱保険会社の行為の結果）

この保険契約に関し幹事保険会社および取扱保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）各号および第3条（取扱保険会社の行う事項）各号に掲げる事項は、全ての引受保険会社が行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者が幹事保険会社および取扱保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、情報漏えい賠償責任補償特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

個人情報漏えいのみ補償特約

第1条（用語の定義の読み替え）

当社は、この特約が付帯される保険契約において情報漏えい賠償責任補償特約第5条（用語の定義）①および⑤を次のとおり読み替えて適用します。

① 情報

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定される個人情報^{（注）}。ただし、日本国内に所在するまたは所在したものに限り、

⑤ 本人

①に規定する情報によって識別される特定の個人をいいます。

（注）個人情報

死者の情報を含み、記名被保険者の役員の情報は含みません。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、専門事業者賠償責任保険普通保険約款、情報漏えい賠償責任補償特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。